

保育施設利用中に 状況が変わった場合 変更手続きが必要です。



妊娠・出産

育児休業
入り・復帰

結婚・離婚

就職・転職

退職・休職

就業内容
(就業時間など)

世帯構成
(祖父母との同居など)

引越し

課税状況
(確定申告など)

上記以外にも、入所時点と変更があった場合は、変更手続きが必要です。(新規入所等のため申請中の場合も同様です。)

正当な理由が無く変更を怠った場合、子ども子育て支援法に基づいた支給認定(保育を必要とする理由及び保育必要量に関する認定)の取消し・不認定や退所となる場合があります。

手続きが必要か分からない場合は、必ず大村市こどもセンターにご相談ください。

変更申請は、変更が生じる日の属する月の前月末までに必要です。

(例) 育児休業(保育短時間認定)から10月25日に復帰予定の場合

9月中に変更申請 → 10月から保育標準時間(就労)認定

※10月中に変更申請した場合、10月は保育短時間(育児休業)認定、11月から保育標準時間(就労)認定となります。

<申請のタイミングにより、延長保育(有償)等が必要となるためご注意ください。>



大村市 こども政策課 教育・保育グループ
〒856-0832 大村市本町 413-2
電話：0957-54-9100 FAX：0957-54-9174

